





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月18日(金)

号 外(第7号)

次

	ページ
規 則	
○群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課)	2
○群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)	7
企業管理規程	
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)	7
病院管理規程	
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)	8

規 則

なここに公布する。 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規

令和元年十月十八日

群馬県知事 Ш 本

太

群馬県規則第二十一号

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正す

県規則第六十五号) 別第六十五号)の一部を次のように改正する。 1馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則 (昭和三十七年群馬

第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の二号を加える。 「個人情報の収集及び利用に関する同意書」に改め、同項中第三号を削り、 第二条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「健康診断書」を 第四号を

条例第四条に規定する保証人(以下「保証人」という。)の住民票の写し

第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。 「個人情報の収集及び利用に関する同意書」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第二条第二項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「健康診断書」を 保証人の印鑑登録証明書

保証人の住民票の写し

掲げる要件を満たす」に改め、同項に次の各号を加える。 第三条第一項中「条例第四条に規定する」を削り、八 保証人の印鑑登録証明書 「独立の生計を営む」を 「次に

独立の生計を営む者であること。

未成年者又は学生でないこと。

破産手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者でないこと。

第三条第三項中「すみやかに保証人変更願を」を「保証人変更願に次に掲げる書類

を添えて、速やかに」に改め、同項に次の各号を加える。

新たな保証人の住民票の写し 新たな保証人の印鑑登録証明書

第五条を同条第二項とし、第六条を削る。 同条に第一項として次の一 項を加え、 同条を第六条とす

修学資金を貸与する。 知事は、前条の規定により修学資金借用証書が提出されたときは、 修学生に対

第四条の次に次の一条を加える。

(借用証書の提出)

借用証書を知事に提出しなければならない。 修学生は、 前条の通知を受けたときは、 知事の指定する期日までに修学資金

項中「第六条第二号」を「第七条第二号」に改め、同条を第十一条とする。 務に従事(条例第七条第一号に規定する看護職員の業務に従事することをいう。 号」に改め、同条第一号中「医療法」を「修学資金の貸与を受けた者が看護職員の業 貸与を受けた者が看護職員の業務に従事した時点において医療法」に改め、 同じ。)した時点において医療法」に改め、同項第二号中「医療法」を「修学資金の 第十条の二第一項中「第六条第一号」を「第七条第一号」に、「第八号」を「第 同条第二 以下

とする。 第十条を第十条の二とし、第九条中 「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十条

(返還) 第八条の次に次の二条を加える。

第九条 とする。ただし、月賦均等払により返還する場合においては、繰り上げて返還する況九条(条例第六条に規定する返還は、一括払又は月賦均等払の方法により行うもの ことを妨げない。

2 修学資金を返還しなければならない者は、返還の方法を変更しようとするときは 返還方法変更願を知事に提出してその承認を得なければならない。

(一時返還)

第九条の二 ことができる。 きは、当該修学資金の貸与を受けた者に対し、修学資金の全額を一時に返還させる 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると

偽りの書類を提出したとき。

条例第六条の規定による修学資金の返還を怠ったとき

第十六条第二項第一号に規定する住所変更の届出を怠ったとき。

兀 されている場合において、 されている場合において、第十六条第三項に規定する就業状況の届出を怠ったと 条例第十条第一号又は第二号の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予

き

「第十条中」に、「第六条」を「第七条」に改める。 第十三条中「第九条及び第十条」を「第十条及び第十条の二」に、 「第九条中」 を

号」に改め、 第十四条中「第十条の」を「第十条第三号の」に、 同条に次の一項を加える。 「第十条各号」を 「第十条第三

いて条例第十条第一号又は第二号の規定により返還の債務の履行を猶予することが定による就業状況の届出をもつて、当該届出をした修学資金の貸与を受けた者につ できるものとする。 知事は、第十六条第二項第三号の規定による業務従事の届出又は同条第三項の規

第十五条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「第六条第一号」を「第七条第一号」に改める。

条第一項第三号」に改め、 関する同意書」に改め、同表別記様式第三号の項中「第二条第一項第四号」を「第二第十八条の表別記様式第二号の項中「健康診断書」を「個人情報の収集及び利用に 「第二条第二項第三号」に改め、同表別記様式第六号の項を次のように改める。 同表別記様式第三号の二の項中「第二条第二項第四号」を

ة 4 ت 0 °

保証人の住民票の写し

保証人の印鑑登録証明書

ω 2

別記様式第二号を次のように改める。8 宋門人の玛騰燦鄭門児岬

記様式第十号の項中「第九条」を「第十条」に改め、 別記様式第六号 削除

「第十条」を「第十条の二」に改め、同表別記様式第十二号の項を次のように改める。記様式第十号の項中「第九条」を「第十条」に改め、同表別記様式第十一号の項中(第十八条の表別記様式第七号の項中「第六条第二項」を「第五条」に改め、同表別 別記様式第十二号|削除 2

め、同表別記様式第十四号の項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。第十八条の表別記様式第十三号の項中「第十一条第三項」を「第九条第二項」 「第九条第二項」 に改

健康診断書

4 学業成績表 身上調書

を

別記様式第一号

(裏)

中

在学する養成施設の長の推薦書」

身上調書 在学する養成施設の長の推薦書 個人情報の収集及び利用に関する同意書

に、 「30米」を「40米」に改め

身上調書 在学する大学院の学長の推薦書 在学証明書

を

別記様式第一号の二 (裏) 中

4 0

ω ₂

健康診断書 学業成績表

看護師免許証の写し

~1 6

在学する大学院の学長の推薦書 個人情報の収集及び利用に関する同意書

「3及び5」を「4」に改める。

に、

7 6 5 4

在学証明書

身上調書

看護師免許証の写し

保証人の住民票の写し

別記様式第2号(規格A4)(第2条関係)

個人情報の収集及び利用に関する同意書

私は、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)の 貸与を受けるにあたり、下記のとおり同意します。

記

- 1 群馬県は、次の各号に掲げる情報を修学資金の各種事務処理のために利用することができる。
 - 一 保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号) 第三十三条に基づく修学 資金の貸与を受けた者の届出情報
 - 二 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第二十五条に基づく検査で得た修学資金 の貸与を受けた者の勤務先、雇用形態及び採用年月日
- 2 群馬県は、修学資金の貸与を受けた者と連絡がとれない場合、当該修学資金の貸与 を受けた者の勤務先に連絡し、又は訪問し、必要な情報を収集することができる。
- 3 群馬県は、修学資金の貸与を受けた者による修学資金の返還が六か月以上滞った場合、修学資金の貸与を受けた者の返済能力及び債権徴収の可否を判断するために、修 学資金の貸与を受けた者以外の者から次に掲げる修学資金の貸与を受けた者の情報を 収集することができる。
 - 一所得額
 - 二金融機関との取引状況
 - 三各種保険の加入状況
 - 四動産・不動産の保有状況

年 月 日

申請者氏名

印

申請者住所

別記様式第七号を次のように改める。別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第7号(規格A4)(第5条関係)

収 入 印 紙

修学資金借用証書

年 月 日

群馬県知事

あて

金額		円
決 定 番 号	今年度	前年度
伏 任 笛 万	前々年度	前々々年度
返還方法	一括払 ·	月賦均等払

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づき群馬県から貸与を受けた修学資金について、上記金額を確かに借用しました。なお、修学資金の返還については、条例の規定を遵守し、連帯して上記返還方法のとおり相違なく返還することを誓約します。

修学生	ふりがな		
	氏 名		印
	住 所	〒 −	
	電話番号	(自宅) (携帯)	
連帯保証人	ふりがな		
	氏 名		印
	住 所	₹ -	
	電話番号	(自宅) (携帯)	
	勤務先	(電話番号)
連帯保証人	ふりがな		
	氏 名		印
	住 所	〒 −	
	電話番号	(自宅) (携帯)	
	勤務先	(電話番号)

- 注1 返還方法の欄は、どちらか一方を丸で囲んでください。
 - 2 連帯保証人は、県に提出した印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。
 - 3 連帯保証人の勤務先は、会社名等を具体的に記入してください。

別記様式第12号 削除 別記様式第十二号を次のように改める。別記様式第十一号中「瓣10米」を「瓣10米の2」に改める。別記様式第十号中「瓣9米」を「瓣10米」に改める。 別記様式第十三号中「鶏11 ※」を 「第9条」 に、

挫 挫 旧返還計画書提出年月 岚 斌 斌 崽 阚 諴 併 力 Ħ 且 法 Ш Ш 法 月賦均等償還金 月賦均等償還金 併 併 且 Ш から тп 併 田 田 ا ا آ چ ا ا Ш ж 柏 J 柏 を に

改める。 岚 崽 併 且 Ш 侢 耳 から 併 田 -まる

別記様式第二十号中

就業先 廃 F 严 9 在 曲 \blacksquare 桮 푌

を

3

廃 就業先 F 名称 严 雇用・任用期間 9 (施設名) 在 型 ⊞ 茗 定めなし・ 定めあり ()遗 [3 0時間以上)

注 学資金を返還しなければなりません。 雇用· 任用期間の定めがあり、勤務時間が週30時間を下回る場合、 徊

改める。

別記様式第二十二号中

菸 を 名称 (施設名)

に、

鱼

翭 籡 K 绤 保健師・助産師・看護師・准看護師) の業務

を

例の

厘 翭 田 . 籡 往 \mathbb{H} 忆 墭 噩 俗 保健師・助産師・看護師・准看護師} 定めなし・定めあり(週30時間以上) の業務

> 瘇 症 掀 批

> > を

い場合、修学資金全額の返還を求める場合があります。 毎年4月15日までに提出してください。 就業状況届が提出されな に改

合、修学資金を返還しなければなりません。 雇用・任用期間の定めがあり、勤務時間が週30時間を下回る場

める。

0

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸 1 与条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、 規定(「第八号」を「第七号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。 この規則は、 令和二年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項の改正 改正後の同規則の

) 令和元年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金(以下「修学資金」とい規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。 規定にかかわらず、 う。)の貸与を受けた者に係る当該修学資金の返還については、 なお従前の例による。 改正後の第九条の

規則をここに公布する。群馬県建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法律施行細則の 一部を改正する

令和元年十月十八日

に

群馬県規則第二十二号

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 の一部を改正

群馬県知事

Ш

本

太

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 する規則 (平成二十八年群

第三条第一項中「第二条第二項」を「第二条第三項」馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。 に改める。

この規則は、 一部を改正する条例(令和元年群馬県条例第十四号)の施行の日から施行する。の規則は、群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条

企業管理規程

に、

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

群

令和元年十月十八日

群馬県企業管理規程第二号 群馬県企業管理者職務代理者

群馬県企業局長

松

島

賢

治

の

部を次のように改正する。群馬県企業職員の給与に関 :馬県企業職員の給与に関する規程 | 県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 一 号)

若しくは失職し」及び「及び附則第十二項第四号」を削る。 くは失職し」及び「。附則第十二項第三号において同じ。」を削る。 に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、 に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、 .該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、第十六条第一項中「及び附則第十二項第四号」及び「、若しくは法第十六条第一号 第十五条第一項中「及び附則第十二項第三号」及び「、若しくは法第十六条第一 若し 号

を「それぞれ第二項、第三項又は第五項」に改める。 条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」 第十九条第七項中「当該各項」を「これらの規定」に改め、 を削り、 「、若しくは法第十六 「当該各号」

この規程は、 令和元年十二月十四日から施行する。

抦院管理規程

一部を改正する規程をここに公布する。

Ш 本 太

群馬県知事

の一部を次のように改正する。 |馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院管理規程第一号

規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。 第二十九条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四 項

規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。 第三十四条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、 第三十条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項 「、若しくは法 「当該 Ó

各項の」を「それぞれ第二項、 第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、 第三項又は第五項の」に改める。

この規程は、附則 令和元年十二月十四日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111